

S Q 3 Rという学習法

津 野 義 堂

1. はじめに
2. S Q 3 Rとは
3. 実例
4. おわりに

1. はじめに

学習法・勉強法に対する関心は一般にとっても高い。本屋に行けば子ども用から大人向けまで様々な本が並んでいる。しかしながら、私が授業で実践しているS Q 3 Rを扱っているものがないのは大変残念なことである。これはとても優れた方法で大きな効果が期待できるはずである。学部のドイツ法と大学院の比較法の講義の導入でこの学習法について話したので、以下にその内容を紹介する。実例としてミシェル・ヴィレイ著、星野英一訳『契約の観念』立教大学11号 (1969) を扱った。

2. S Q 3 Rとは

私は大学でドイツ法を教えています。授業のしかたについてはいろいろありますが、私は教室で単に事実を伝えるだけでは意味がないと考えています。それよりどうしたら学生が自分で知識や情報を見つけれられるようになり、研究を進められるかを教えたいと思っています。勉強というのは、単位を取るために、私が言ったり書いたりすることをただ書き写して暗記することではありません。人の言うことは古くもなりますし、嘘もあるか

もしれません。世の中にはまちがいが溢れているためストレスがたまりませんが、勉強のしかたによっては、それをはね返して本当と偽りの見分けがつくようになります。その方法は勉強しようという人なら誰にでも身につくものです。無理に覚えようとしなくても大事なことは自然に覚えられる方法で、単位のためとか試験のためとかだけの勉強は必要なくなるでしょう。

この勉強法は難関といわれる大学の入学試験（偏差値によって合否を決めるというまちがったやり方）をクリアして学んでいる人も全く振り分けのない通信教育などの場で学んでいる人も、その習得には全く関係ありません。やる気の問題でもありません。大切なことは、コツがわかっているかということと物事に素直に取り組む性格を持ち合わせているかです。

いかにして求める知識または命題にたどり着き、その真偽が見分けられるか、そしてそこで得た大事なことを忘れないでいるために「問いと答え」というこの学習法を覚えることが得策だと思います。

これはS Q 3 Rと言われ、欧米では広く知られています。この国で殆ど知られていないのは大変不思議なことです。

研究とか学習とかは、既にあるものを引き写したり、アレンジしたりすることではなく、自分の頭で考え、発見し創造することです。私がここで紹介するドイツ法の授業はS Q 3 Rの実践なのです。これは簡単に言えば「問いと答えの方法」です。もちろん国語の授業で身につけてきた方法が役立つことは言うまでもありません。また文章を書くという場合にも、何をどういう順序で並べるかということなどに応用すれば、問題の解決を計れるでしょう。

S Q 3 Rというのは、1961年アメリカの学習心理学者F. ロビンソンがEffective Studyという本で提唱した学習法です。インターネットの検索エンジンを使えば、これがメジャーなものだということをわかってもらえると思います。

これはSurvey, Question, Read, Recite (Recap), Reviewという5段階の頭文字をとったもので、ドイツでは5段階の方法と呼ぶこともあります。あえて日本語にするなら、概観(飛ばし読み)、設問(問い)、読む(答えをみつける)、復唱(答えを書く)、見かえし(答え合わせ)となるでしょう。

S第1段階です。概観とは何か、またなぜ概観が必要なのかを説明します。学習心理学的にいうと、取り組むもののおよその地理がわかっていないと物事は頭に入らないといえます。およその地理を把むのが概観です。その目的はユニット(区切り・まとめ)をみつけることにあります。この段階で読む範囲をどのように分けるかを決めていきます。また、小説などの消費的読書と違って、自分の抱えている問題を解決するための答えをみつけ、役立つ情報を入手するのが目的なので、そもそもその本や論文といった情報源が使えるかどうかを見極めなければなりません。飛ばし読みをすることで目的に合うものとなれば、取り扱う素材の難易度に応じて、どこまでをひとまとめの単位とすればよいかを目測します。

Q設問の段階では、学習心理学に拠ると受け身では効果が上がらないので、能動的、積極的に活動しないといけないといわれます。つまり、自分の問題を設問という形ではっきりさせていくのです。

まずいくつくらいの設問を立てるかということから始めましょう。人間の頭には記憶できる7というマジックナンバーがあるそうですから7つよりは多くしないほうが良いでしょう。初心者で7つは苦しいという場合は5つです。3つでは少なすぎるでしょう。

7つまでの設問ができるようなユニットを決めます。これはその人の能力や問題の性質、素材の難しさによって変わってきます。どうしても設問が立てられない場合には、後で捨てられるとわかっているでも「何を言っているのか?」とか「どんなことが書いてあるのか?」というやけくその設問をぶつけてみるのも一手です。

ここで大事なことが3つあります。まず、設問は文の形でなければいけません。文とは主語と述語が揃っていることで、メモをするような体言止めではだめだということです。体言止めになると、細部がおろそかになります。書いた時は納得していたつもりでも、後から思い出せないことがよくあります。これでは、まちがいや著者の嘘は見抜けません。

次にそれを書きます。ペンで紙に書くのでもコンピューターに入力するのも結構ですが、とにかく残らないといけません。

そして、その文は自分の言葉で表現します。つまり設問を情報源から写してはならないということです。読んだテキスト（情報源）を見ないで書くということを習慣にします。専門外のものに取り組むとか、とても難しい内容で覚えられない場合でもテキストを見ながら書くのでなく、本を閉じて自分の言葉に置きかえなければなりません。

これで2段階進みました。慣れてくると、ここまでは一体のものとしてできるようになりますが、初めのうちは2つの別々の段階と思っていたほうが良いでしょう。

第3段階のRです。ここで「読む」というのは、もちろん字面を目で追うことではなく、答えを捜すことです。もともとSQ3Rは本の読み方なのですが、情報の処理や問題の解決の方法でもあります。設問を念頭に置いて（見えてもよいが）その答えを捜し出すという、これまた能動的で積極的な活動が必要です。これは頭の中で行います。メモをしたりはしません。

そしてクライマックスのR復唱の段階です。先の段階で答えを頭の中でまとめたらずげやります。自分の作った設問を見ながら、情報源は見ないで答えを書くのです。

これもQの段階で説明した3点セットで行います。つまり、文の形で、自分の言葉で書くのです。自分の言葉でというのが大事で、自分の思考のごまかしが効かないように細かいニュアンスをつけておきます。自分で答

え合わせをするのですから、出せるだけのボロは出しておいた方が自分のためになるのです。

最後に答え合わせのRです。再び本を開いて、まとめた答えが適切であるかどうかをチェックします。と同時に設問そのものも見直します。今ではもう解りきってしまったて必要でなくなる設問もあるはずですが、また逆に今まで気付かなかった更に大事な設問が浮かび上がってくることもあります。

さて、これで自分の言葉できちんとしたニュアンスを持った、文の形で表現された問いと答えのセットが手に入ったわけです。こういう勉強はそのまま試験勉強になります。あたりまえになって捨てられていくものと、どうしても難しいものがはっきりしてきます。

また情報源を見ないで自分の言葉で書くという作業も自然に試験の予行練習をしていることになります。

勉強が進んでくれば、もちろん講義もS Q 3 Rで聞くことができるようになります。自分と先生の設問も一致してくるでしょう。先生も講義でまちがうこともあります。そういう時は鋭く（優しく）突っ込みを入れてください。

本の中には立派な装丁で活字になっていても、全てを鵜呑みにできないものが多いことはよく御存知だと思います。シロをクロと言っているものも幾らもあります。そんなものに惑わされることがない信頼できる自分の頭脳を育てるために、常に自分で設問を立て、答えをみつけていくというS Q 3 Rの勉強法を身につけてください。

3. 実例

参考までにミシェル・ヴィレイさんの日本での講演を星野英一さんが訳して、立教法学11号(1969年)に発表されたものを読んでみましょう。私自身の文章や翻訳を使っても良いのですが、そうすると読むという目的に合わないので、これを最適な素材として使わせていただきます。それはミシェル・ヴィレイ(星野英一訳)「契約の観念」(立教法学1969年)のことです。

本当は再録させていただければ一番良いのですが、ここでは引用にとどめなくてはならないので、全文をお読みになることをお勧めします。

実はドイツで法学教育を受けた私にはヴィレイさんの話はとっつきにくいのも確かです。例えば、ただで車に乗せてあげるということを契約類似の例として挙げていますが、これはドイツでは「好意」の話であって「法的なもの」の範疇ではありません。そのほかにもイデオロギー的についていけないと感じる部分も幾つかあります。

また翻訳文というのは翻訳をしたことがある人ならわかると思いますが、原文がないと本当のところはわからないものです。翻訳は誰が行っても同じということは決してありませんから。

それはさておき、内容に移ります。

まず、彼の話は7つの部分から成っています。はじめに東京の聴衆とのつながりをつけ、そこですでに彼の思想的立場を語っています。それは「近代ヨーロッパの契約というものの考え方」に限界を感じるというものです。そこで近代でない古代や中世また、ヨーロッパ以外の世界にこの限界を打ち破るものがあるのではないかと考えるわけです。

それから契約というものの考え方の話です。

「近代ヨーロッパ的な契約というものの考え方」はどういうものかという
と契約は意思の合致によって形成され、意思次第でどんな内容の契約でも

成立させられるというものです。

これもわかりにくいのですが、彼が近代的、ヨーロッパ的というのは、「意思自治」、つまりコンセンサスさえあれば、法的に履行の義務を負わされる契約が成立させられるということなのです。

ところが、それでは現代では限界があって、そういった伝統的な考え方にあてはまらない類型が出てきているのです。

そうしたイデオロギー的な立場をふまえながら、彼は彼のゼミで共同研究を行いました。

何をどのような方法で明らかにしようとしているかが、書いてある部分を引用しますので、そこから2つの研究課題と2つの研究成果を読み取って下さい。

ここからヴィレイ (星野 訳) [P.3] の引用

私は、ただ、皆さんに、このセミナーにおいて私が所属したグループが果たした役割をお見せしようと思います。そのグループはこれらの諸問題に対し、まず法史学、しかも法の生命の哲学的次元を排除しないよう大きな注意を払うところの歴史学と法律地理学の助けをかりて答えを与えるよう努めました。法についての私共の考え方、私共の有する法の一般的な諸観念は、種々の哲学が表明することころの世界像に依存しています。

私共は、二重の仕事を果たそうと試みました。

第一に、われわれの有する伝統的な個人主義的契約観念の哲学的諸起源を探究することであり、

第二に、法の歴史と比較法との中に、他の種々の哲学に基礎づけられたところの、契約を考え観念する他の方法が存在しないかを探求することです。(引用終)

原文中3と4は1つめの課題の、5と6は2つめの課題についての成果

を述べています。

2つの方法としてまず、近代ヨーロッパの契約というものの考え方、つまり個人主義的なものがどんな哲学的なものを起源としているかまた思想的なもの、歴史的なものを起源としているかを明らかにします。

さらに近代ヨーロッパとは違った考え方はひとつには歴史の中に、ひとつには地理的に別の場所にはありはしないかということ、つまり法制史と法比較ということになります。

ここで彼は「近代ヨーロッパの契約というものの考え方」はけっして古いものでなく、近代哲学が作ったものと言っています。近代ノミナリズム、法は個人の意志から出発するといったホッブスの神話などが取りあげられています。近代哲学や科学が影響してできたものとしてグロチウスなどの自然主義やフランス民法典やドイツのパンデクテン法を挙げ、とらえ直されたローマ法もこれに入ると述べています。

歴史的にはローマ法も近代ヨーロッパ法に対するアンチテーゼです。

ここからヴィレイ (星野 訳) [P.7] の引用

ではローマ法はどうでしょうか。私は、この点に時間を費やしたいと思えます。なぜならば、私はローマ法とその価値とその永続的な重要性を信ずるからです。西欧において法学を創造したのは、ローマ人、とりわけヘレニズム文化に滲透されたローマ人であります。私共は今も彼等に多くを負い、彼等から多くを受けとっています。彼等の原理を捨てたときでさえやはりしばしば彼等の成果にすがりつかざるを得ないのです。私は、もしもわれわれがそれを再発見することができるならば、ローマ法の方法の模範としての価値を信じています。しかし、ローマ法は、歴史が何世紀にもまたがっている、複雑で多様な全体です。

とにかく、われわれの契約理論・われわれの契約概念は、ローマのものではないことが確定されました。語源的に、「契約」(コントラク

トウス) というローマの言葉は、合意を意味しません。ローマ法のテキストのどこにおいても、契約は合意であるとか、契約を形成するに十分な本質的要素は一致した意思であるなどと言っていません。法理論を構成するそのような方法は、ローマ法学の精神に著しく反したでしょう。

回教法律家（疑いもなくローマの影響を受けましたが）と同様、ローマ人も、ビジネスをそれが正常に行なわれるとおりに叙述し、それが法的に義務を発生する効果を導くために必要な条件を限定するよう努めました。今日多くのローマ法学者達によって支持されている理論は、ローマ人達は、とりわけ契約をビジネスの具体的な視角のもとに眺めたと考えています。すなわち、取引・「ネゴチウム (negotium)」が実際に展開するがままです。

さて、彼等が有効な取引の構成要素、すなわち契約の「原因 (causa)」(この語によって、債務を生むところの発生原因を意味させなければなりません) を認めようとしたとき、彼等はもちろん、合意にぶつかりました。しかし、必ずしも常にではありません。ビジネスの関係すなわちちょうど後見人を未成年者に、相続人を死者に結びつけるのと同じような関係、また、非債弁済から生ずるような関係——そこには、どんな合意も介入しません——であって、しかもローマの法律家達が契約(コントラクトウス)と呼んだところの関係が存在しました。

とにかく、合意は、確かに契約の存在の唯一の原因ではありません。例えば、ある給付例えば物の引渡がなされると、一定の諸条件のもとに契約、すなわち反対の給付をする義務が存在します。それが要物契約、またはいくつかの無名契約です。実際、もしもあなたの紙入れがあなたのポケットから私のポケットに移ったとすると、私達二人の間に合意が介入しようがすまいがどうでもよいことではありませんか。

いずれにしても、私はあなたにそれを返さなければならないのです。

その結果、「契約」制度を支配するに値するものは、合意だけではなく、国の法律でもありません。それは、交換的正義と呼ばれ、交換において一定の均衡が維持されるべきことを望むところの正義に由来しました。——例えば、隣人間や友人間でなされる金銭消費貸借においては、貸された額が利息なしに返還されなければならない（ローマでは、合意はこのしくみを全く変えることができません）、売買においては、目的物に瑕疵がある場合には、当事者がそれを考えていなかった場合でも買主に賠償しなければならないなどです。——

恐らく、ローマの契約法理論は、今日においても、さきほど私が指摘したあの理論と事実との間の・概念と現実との間のゆがみを克服することを助けてくれるでしょう。（引用終）

次に地理的にヨーロッパから離れてみるとまた違ったものが見えるといえます。それをヴィレイさんはイスラム法に求めました。

そこでは、契約が意思の合致があれば、どんな内容でも拘束力を持つというのではなくgive and takeの内容というか、交換的な関係がなくてはならないのです。

それを次の部分から読み取ってください。それはシナラグマとか交換といった形で表現されています。（人によってはgive and takeといったほうがわかりやすいと感じるかもしれませんが）

ここからヴィレイ（星野 訳）〔P.10〕の引用

アテネにおける私共の同僚の一人であるデスポトブウロス氏（Despotopoulos）は、私共の共同作業に参加しに来られました。氏は私共に、アリストテレスにおいてそのニコマコス倫理学の第五編に叙述されているところの「シナラグマ（synallagma）」の観念について話しました。ディゲスタにおける契約（コントラクトゥス）につい

てのローマ的な二つの定義は、まさにシナラグマの同義語であります。

シナラグマもまたビジネス・取引(ネゴチウム)の関係です。より厳密にいうと、それは、われわれが都市の社会生活において行なわれているのを見ているところの交換です。アリストテレスは、交換が正常に行なわれるがままに観察します。

彼の交換についての叙述の中で、彼は合意を第一におきません。私が東京の道路でぶつけてしまった自動車については、あなたが私に貸してくれたものであろうと、私があるにことわることを忘れて勝手に使ってしまったものであろうと、どちらでもよいことです。この二つの場合において、私はあなたに対し、ほとんど同じしかたで賠償しなければなりません。

契約上の権利義務、アリストテレスの観察に従えば通常は交換的な権利義務を創造するものは、まず第一に、私共がいわゆる交換的正義・衡平・財産と財産との間に維持すべき調和について有する観念であります。疑いもなく、合意も亦ビジネスに介入することができます。私共は自由に交換に入ってゆくのが正常です。そして、私共は、ビジネスの成行について合意し、予め措置しておくことができ、またそれがよりよいことです。私共の合意は、少なくとも一定の限界の中で、補助的な役割に止まることができるならば、よりよく対価を決めるに役立つでしょう。それは、裁判官を困難な評価から免れさせることに役立ちます。それは、同じ学説において、実定法が自然法に関して有するとされている、補助的・補充的な役割を営むのです。

以上が、現実の姿において、交換活動として、また正常に行なわれた取引として眺められたところの、契約の観念です。それは個人主義の神話によって人為的に作られたものではなく、私共がそれによって教育された観念とは著しく異なっています。それを理解するためには、まず近代の観念論とノミナリズムとから自由になり、哲学を経る必要

があります。それは私共にとって難しいことです。なぜなら、私共は、別の哲学によって支配されているからです。多くの法律家達は、複数の契約の観念が存在するなどということを認めることに困難を覚えるでしょう。(引用終)

設問

- (1) この講演の構成はどのようになっているか？
- (2) Villeyはどのような思想的立場 (ideologie) か？
- (3) 彼が明らかにしたい2つの研究課題は何か？
- (4) それをどのような方法で明らかにするのか？
- (5) 第1の研究課題の成果は何か？
- (6) 第2の研究課題の成果は何か？
- (7) この話とローマの諾成契約との関連をどのように理解すべきか？

解答

(1) 講演の構成

全体で7つのセクションに分かれている。1は序であり、聴衆とのつながりをつけつつ思想的立場を明らかにしている。2で2つの課題と2つの方法が示される。3と4は1つめの課題の成果であり、5と6は2つめの課題の成果が報告されている。7は結びであり、成果をまとめ主張を繰り返している。

(2) 思考傾向

近代ヨーロッパ的な法思想に弱点があること、支配的・伝統的(近代的)な考え方でなくて、より古い伝統にもっと好ましい考え方があることを示唆している。

近代的な考え方とは、ルネサンスから19、20世紀に支配的であったもので、(フランス)民法典の起草者、バンデクテン法学者やKelsen、Hartを

挙げている。より古い伝統とはアリストテレス、ローマの法律家、聖トマス・アクイナスを挙げている。

近代的な契約というものの考え方の特徴は「契約は意志と意志の合致によって形成される」というものであり、「個人の意志のいわゆる出会いが契約上の権利義務を創造する」ということである。

（3）2つの研究課題

法の歴史学と法の地理学の助けをかりて、哲学的な次元を排除しないようにしながら、

1. 近代的な契約の概念はどのような哲学的・思想的起源をもっているか？
2. アルタナティヴ（近代的な考えとは違う考え方）を歴史的及び地理的比較のなかに見出すことはできないだろうか？

を明らかにしていきたいというものである。

（4）2つの方法

1. 哲学的・思想史的方法で「契約という名辞の個人主義的な理解」はいつ、だれが、どのような思想的背景でうち出したのかを明らかにする。
2. 法制史的・法比較的方法で、別の時代・別の場所で別の考え方がなかったかを明らかにする。

（5）第1の課題の成果

- ・近代個人主義的な考え方だと、法は孤立した個人の意志から出発して個人の意志の出会いによって形成されると考える。
- ・影響を与えたのはデカルト・ホッブス・ロック・カントといった哲学者達である。
- ・自然法学派・フランスの法学・フランス民法典・パンデクテン法学に至る移行を研究した。
- ・近代のローマ法概論は古代ローマ法とは似ても似つかないもので作り

変えられている。

- ・近代的観念の功罪として、Pro（長所）は資本主義に寄与し、Con（短所）は不正を引き起こす危険があると述べている。

近代法典に典型的にみられる考え方は古代ローマ法にも中世法にもなく、ルネサンス以来の近代の観念哲学が生み出したものである。

(6) 第2の課題の成果

1. 地理的

イスラム法では、契約の本質に関する抽象的観念はないが、当事者の意思だけでなく、取り引きが有効であるためのすべての要素が考慮されてきた。交換が公正に行われるよう形式的要件が、たくさんあり、反対給付の対応も一要件である。

2. 古代ローマ法

ローマ法は模範としての価値を持っているので重要視する。

- ・ローマ法ではコントラクトゥス (Contractus) は「合意」を意味せず、史料のどこにも「コントラクトゥスを形成するのは意志の合致である」という命題は出てこない。
- ・ローマ法学者の理論はネゴティウム (取引・ビジネス) を自然の流れの中、あるがままにとらえ、義務が発生する効果を導く条件を限定しようとした。
- ・Causa (原因) を債務の発生原因と認めると、合意による場合 (諾成契約であるコントラクトゥス) にあったが、それだけではなく、給付に対する反対給付の義務が生じる、要物契約や無名契約といった契約がある。
- ・例えばローマでは金銭消費貸借 (mutuum) が隣人・友人間で行われた場合、合意によって「無利息性」を変えることができなかつたり、売買において目的物 (商品) に瑕疵がある場合には、取り決めがなくても買主に賠償しなければならないというようなことがあるが、これは契約制度を支配するものが交換的正義と呼ばれるものであり、これこそ古代

の自然法である。

- ・これらの背後にある法哲学はアリストテレスの影響を受けている。ニコマコス倫理学5巻に出てくる「シナラグマ (Synallagma) はディゲスタにおける契約の (コントラクトゥスの) 2つの定義と同義語である。
- ・現実の契約の観念の姿は交換的正義・維持すべき調和の観念が第1で合意は補助的な役割で役に立つというものだ。
- ・近代哲学でない第3の次元の哲学つまりアリストテレスや聖トマス・アクイナスの思想を再発見し現代に適する言葉にできれば変形させられた法律像を元に戻せることを検証したと信ずる。

(7) 諾成契約との関係

コンセンサス (意志の合致) だけで成立するコントラクトゥスとして古典法は4つだけを認めた。

(8) ディゲスタにおけるコントラクトゥスの2つの定義はどの箇所か？

(9) Villeyはどのような論拠を挙げているだろうか？

(10) Villeyの講演に対する疑問

ローマについては契約よりObligatioのほうがあてはまるのではないだろうか？

4. おわりに

此処に載せた解答はもちろん一つの例にすぎない。10人が行えば10通りのセットができるわけで、各々が自分の得たい解答を手にするのは不可能である。実際に教育の現場でこの方法を使うと分析力・記憶の定着度は格段に上がる。

情報を検討せずに無理に覚えたつもりのものは、即忘却の憂き目を見る。また情報の真偽を検討する習慣が養われていないので、日常に溢れる情報に振り回される。

国際社会の中でどのような教育を受けてきた者が強いかは明らかである。

若い頭脳を適切に指導し世界に通用する人材を育てることが急務である
と考える。

(本学法学部兼任講師)